

特別論文

インフラ老朽化問題への望ましい対処のあり方

－「公共施設等総合管理計画」の策定にあたって注意すべき点－

根本 祐二

東洋大学教授

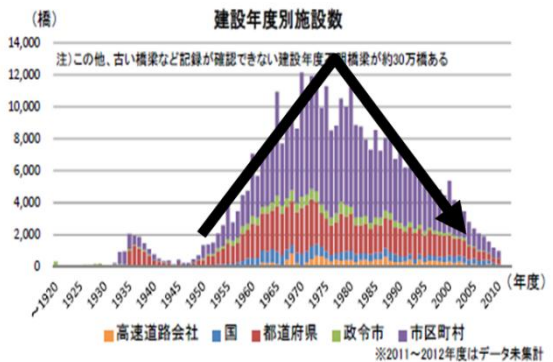
1 はじめに

本稿は、2014年度より、すべての地方公共団体に策定が求められることになった公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に関して、2014年1月24日に総務省より通知された「指針案の概要」をもとに、自治体におけるインフラ¹老朽化問題への望ましい対処のあり方について述べたものである。公式文書に記されている以外の指摘事項は、もとより筆者の私見に過ぎないが、インフラ老朽化問題を解決するにはきわめて重要であり、是非、実際の計画づくりの参考にさせていただきたいと考えている。

2 インフラ老朽化問題の所在

周知のとおり、我が国のインフラは1960年代、70年代の東京五輪、高度成長期の短期間に急激に建設され、その後急激に減少するというピラミッド型を描いている。これらのインフラは建設後40～50年経過しており、今後更新期を迎える。現在あるインフラを同じ規模で維持しようとする、前回と同じ高さの第2のピラミッドを作る必要があるが、使える予算はピラミッドの底辺分しかないので、大幅に不足する（図表1 橋りょうの年別建

図表1 橋りょうの年別建設本数



(出所：国土交通省社会資本整備審議会資料)

¹ 本稿では、公共施設と土木インフラ（道路、橋りょう、水道、下水道等）を総称してインフラと表現する。両者を区別する際には、公共施設と土木インフラと別々に表現する。

設本数参照)。さらに、橋りょうだけでなく、学校も公営住宅も水道も下水道も、すべてのインフラが急速に整備された後急速に減少するというピラミッド構造を描いている。

ピラミッドの平均的な高さとの差、すなわち日本全体の予算不足率は、筆者の試算²では今後 50 年間平均で 3, 4 割に上る。近年の公共投資予算の削減の背景には、高齢化による社会保障費の増加があることを考えると、さらなる高齢化が進む中でこの財源をたやすく捻出できるとは到底思えない。財源がないといって手をこまねいて放置すれば、笹子トンネル事故のような死傷事故が発生する。かといって、今でさえ世界最大の負債依存度の財政状態で国債発行を続けるといづれ財政破たんしてしまいかねない。

さらに、人口減少が追い打ちをかける。今までと同じような発想でインフラを維持することは不可能だと考えなければならない。

3 政策の転換

こうしたことを背景として、2014 年 1 月 24 日、総務省より、「公共施設等総合管理計画の指針案の概要」と題された連絡文書が発出された。文書の冒頭には、「地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている」とのインフラ老朽化問題への強い問題意識が述べられている。

総合管理計画は、2013 年 11 月に関係省庁連絡会議が策定したインフラ長寿命化基本計画（以下、「基本計画」という。）の行動計画に位置付けられる。基本計画には、「国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、『インフラ長寿命化基本計画』を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する。」と規定されている。

基本計画に沿って、国と地方公共団体はそれぞれ行動計画を策定する必要がある。

² 2011 年 4 月内閣府 PFI 推進委員会提出資料参照。

各省庁が個別分野ごとに策定するインフラ長寿命化計画と、地方公共団体が策定する総合管理計画の二つである。総合管理計画は、インフラ老朽化問題に正面から取り組むという覚悟と予算不足を解決する工夫を具体的に示すものとなる。

公共施設分野では、すでに多くの自治体で公共施設マネジメント白書が制作され、さらに、公共施設マネジメント（再編成、再配置）方針や計画まで策定している自治体も少なくない。総合管理計画が含むべき多くの要素はすでに実現されている。国の政策転換に先んじて着手したこれらの自治体の先見性は大いに称えられるべきである。

しかしながら、総合管理計画は、従来の計画には必ずしも十分盛り込まれていないいくつかの点を求めている。筆者は、これを、「対象の網羅性」、「分析の客観性」、「計画の長期性」、「手段の総合性」、「背景の明確性」の5点に分類している。すでに、公共施設マネジメント白書や方針を策定している自治体でも、これらの諸点に配慮して再検討する必要がある。以下順番に解説する。

4 対象の網羅性

第1は「対象の網羅性」である。

第一

一 全ての公共施設等を対象

第三

一 計画策定にあたり、「インフラ長寿命化基本計画」を参考にしつつ、整合性を図りながら策定することにより、一つの計画を策定することで足りるものであること。

二 公営企業に係る施設も、計画の対象となること。

「第一 一 公共施設等」の表現をみると、一見公共施設が主眼と誤解してしまいかねないが、「第三 一 インフラ長寿命化基本計画を参考」および「第三 二 公営企業に係る施設」という表現から、「等」には土木インフラ（道路、橋りょう、公園、河川施設、水道、下水道）を含むと解される。従来の公共施設マネジメント方針、計画の大半が公共施設（建築物）のみを対象としていたことからすると、対象が大きく広がるのが第1の特徴である。³

土木インフラまで拡大する理由は、土木インフラも公共施設同様に、あるいはそれ以上に老朽化と予算不足問題を抱えているからである。前述の通り、現在あるインフ

³ 今国会に提出された地方財政法改正案では「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物」と表現されている。

ラを維持更新するだけでも年間 3～4 割の予算が不足している。

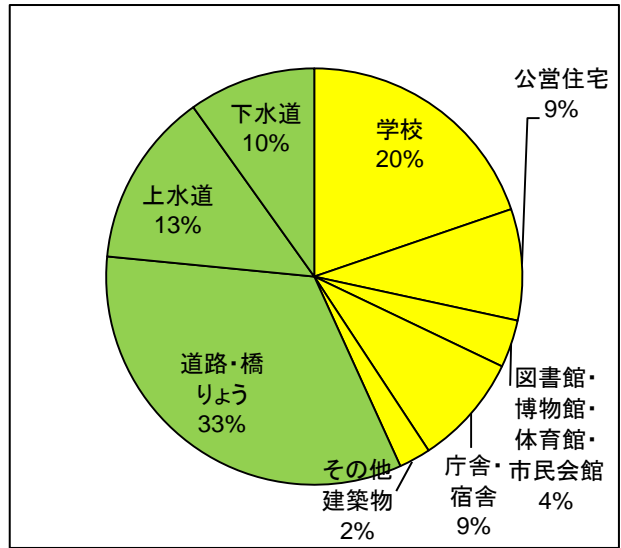
図表 2 は、前述の筆者試算の必要更新投資金額を種類別に示したものである。これによると、土木インフラが 56%と過半を占めている。また、土木インフラに加えて、学校、公営住宅など従来聖域視される傾向のあった分野だけで、合計 85%が埋まっている。これ以外の施設（図書館・博物館・体育館・市民会館、庁舎・宿舍、その他建築物）をたとえゼロにしたとしても 15%削減されるだけであり、3, 4 割の予算不足を解消することができない。

このことは、①特定のインフラを聖域として扱ってはならないこと、②橋りょう、水道、下水道、公営住宅等個別分野ごとの長寿命化計画をもって総合管理計画（の一部）を作成済みとすることは誤りであることを意味している。

全体を横断的に検証して予算不足が生じないならば、結果的に個別の長寿命化計画が妥当と言えるが、全体で予算不足が残るのであれば、その解消のために個々の分野で何が出来るかを再検討して長寿命化計画自体を作り直さなければならない。筆者が多くの自治体で検証している限り、全インフラを総合して予算が足りると推測される自治体はない。このことは、現在存在する各分野の長寿命化計画は、すべて一度横断的な観点で再検証されるべきであることを意味している。

なお、総合管理計画では明示的には求めていないが、プラント（廃棄物処理、斎場、浄水場、汚水処理場、医療機器など）、一部事務組合、広域連合の保有する資産（分担率を考慮）も含めるのが望ましいと考えている。プラントは、インフラよりも耐用年数が短い場合が多いので、数十年の間には何回も更新する必要があり長期的な負担額合計は大きくなる。また、一部事務組合等は自治体の財産ではないので対象外と考えがちであるが、老朽化し更新する必要があることに違いはない。将来更新投資金額に分担率をかけて算出した金額を加えるべきであろう。

図表 2 種類別の更新投資のウェイト



(出所：筆者作成)

5 計画の長期性

第2は「計画の長期性」である。

第一

二 (1) 計画期間

計画期間について記載。長期（10年以上）のものとすることが望ましい。

指針案で明記されている「10年」は自治体の計画類の中でもっとも長い総合計画と同程度である。しかも、必ずしも財政的な裏付けを必要としない総合計画と異なり、総合管理計画は後述するように財源のめどは求められており（裏付けとまではいわないまでも一定のめどは必要）、従来の発想からすると思い切って踏み込んだ指針といえる。

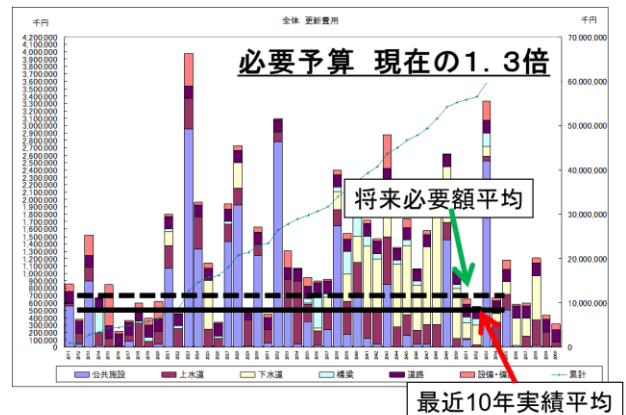
民間の視点からすれば、資産を取得するということは、維持管理運営費負担を継続するということ、さらにいずれは更新投資が必要ということであり、単年度や数年度ではなく長期的に考えるのは当然である。

仮に、10年以内しか試算しないですと、老朽化が進んでいない自治体では問題を見過ごしてしまうことになる。その結果、従来通りの方針で施設を更新してしまい、負担がさらに長期化することになる。

図表3は、東洋大学PPP研究センターが実施した埼玉県宮代町の将来更新投資予算の推計である。これによると、今後50年間では3割の予算不足が生じるが、最初の10年間では不足がない。同町は、首都圏においては相対的には老朽化していないからだが、10年以上たつと老朽化が進み集中的な更新投資が必要になる。もし、10年先までしか予測していなければ、将来予算が不足するという点を見落として対策を打てなくなる。

このように、東洋大学PPP研究センターで試算する際は50年を一つの目安としている。50年後の社会は見通せないという反論は的外れである。一定の仮定を置けば概算は可能であり、概算だけでも政策の大きな方向性を定めることはできる。想定を超

図表3 埼玉県宮代町の将来更新投資予算



(出所：東洋大学 PPP 研究センター調査報告書)

える人口や経済の変化はその都度織り込んで計画をローリングすればよい。

さらに、この論点で重要なことが、長寿命化の是非である。インフラ長寿命化基本計画という名称が指し示す通り、長寿命化はインフラ老朽化問題の切り札のように見える。しかし、長寿命化は簡単な概念ではない。

まず、長寿命化を、①既設インフラの耐用年数を全うするという意味か、②既設インフラの耐用年数を延ばすという意味か、③更新・新設インフラの寿命を延ばすという意味で使っているかによって、全く異なってくる。長寿命化に言及する際は、どの意味で使っているかを明確にする必要がある。

まず、①は、日本の公共施設・インフラは物理的に十分使えるうちに作り替えられることが多いことを背景としている。特に、建築物にその傾向が顕著で、学校建物は法定耐用年数 50 年に対して 30~40 年程度で建て替えられる例も多いとされている。同様の傾向は民間住宅にもあてはまり、日本では平均建て替え期間は 30 年で、米国の 60 年や欧州の 100 年程度に比べて大幅に短いとされている。高度成長によって国民が求める質が大幅に上がるとともに、建て替える財源が従来はあったという事情によるものである。これを改めて、少なくとも法定耐用年数プラスアルファ程度は使い続けるという意味で長寿命化を推進すべきとする指摘がある。これは合理的な指摘であり、筆者も異論はない。

しかし、②耐用年数を延ばすという意味だとすると別の議論が必要だ。たとえば、建築物の場合、高度成長期に建設したインフラを長寿命化するには追加的な改修費用に建替費用の 50~60%を必要としている。これに対して、長寿命化の効果は 20~50%にとどまっており、ライフサイクルコストは割高となる。少なくともライフサイクルコストの観点から見れば、必要な施設であれば、長寿命化はむしろすべきではなく、ただちに更新すべきことになる。

また、③新しく更新・新設する場合は、過去の技術ではなく現在の進化した技術を用いることができるので、長寿命化は合理的に可能だ。以上を整理すると、①、③の意味での長寿命化は合理的だが、②は不合理であると言える。

次に重要な点は、建築物か土木インフラかによって異なることである。一般論として言えば、建築物よりは土木インフラの方が既存のものを長寿命化する効果は高いとされている。たとえば、青森県が行っている橋りょうマネジメントでは、一つ一つの橋の物理的なデータを収集しそれぞれの状況にあったマネジメント手法を個別に当てはめるといふいわゆる予防保全を実施することによって、全体としてのライフサイクルコストを 4, 5 割削減することができるとしている。水道、下水道に関しても、さま

さまざまな工夫でライフサイクルコストを増やすことなく長寿命化を図りうるとする考え方が一般的である。つまり、土木インフラの場合、①、③に加えて、②に関しても長寿命化が合理的な場合があるという結論になる。ただし、土木インフラは建築物と異なり使用環境が異なるので一概に言えないとの指摘も多い。今後の知見の蓄積が待たれるところである。

いずれにせよ、今後維持すべきインフラであっても、必ずしも長寿命化が適切な方法であるとは限らない、特に公共施設の場合は早めに建て替えた方が良い場合もあることが示されている。これが長寿命化の第1の問題である。

また、上記の議論は「今後維持すべき」という点が前提になっている。「今後維持する必要がない」インフラは早めに廃止すべきであり、長寿命化によって問題を先送りするべきではない。長寿命化すればその間継続的に維持管理費、運営費を負担し続けなければならない。長寿命化を名目にして不要なインフラを温存することがないようにしなければならない。これが長寿命化の第2の問題である。

筆者は、この二つの問題を「長寿命化の罨」と名付けたい。総合管理計画策定の際には「長寿命化の罨」には十分に注意する必要がある。これに陥らないようにするためにも、少なくとも50年間の推計を行って、長寿命化後の負担を定量的に把握したうえで判断する必要がある。

6 分析の客観性

第3は分析の客観性である。

第一 二 (3) 現状や課題に関する基本認識 現状や課題に対する認識を記載。

(例)

- ・ 今後の財政収支の見通しを踏まえ、施設等の新設・更新や維持管理等が可能な状況にあるか
- ・ 人口の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、施設数等が適正規模にあるのか など

第二 三 数値目標の設定

計画の策定にあたっては、財政負担の軽減・平準化に向けてできる限り数値目標を設定するなど努める

計画の重要な目的として「今後の財政収支の見通しを踏まえ、施設等の新設・更新や維持管理等が可能な状況にあるか」の検証と、不足がある場合は、どのように解消

するののかの2面を含んでいる。とある通り、総合管理計画策定においては、客観的、定量的な分析が求められる。ただ、予算が不足しているということではなく、いつ、どの程度、どの分野で不足するのかということが分からないと対策の打ちようがない。そのためには詳細な計算が必要になる。総務省の外郭団体である地域総合整備財団はそのための詳細な計算のできるソフトを開発して公開している。

ただし、現状のソフトは、一定の前提を置いたうえでの予算不足額を計算することはできるが、その不足を解消するためにどのような方策をどのように組み合わせればよいかを感度分析することはできない。この点は今後の技術面での開発が待たれるところである。

ちなみに、東洋大学PPP研究センターが自治体から研究受託する際には、大学が保有する基本ソフトを自治体ごとにカスタマイズして、さまざまな方法の効果を詳細に検討できるようにしている。自治体から調査を受託している他のコンサルタントも、それぞれ工夫しながら対応しているものと推測している。

客観的な把握を行った結果として、数値目標を策定することができる。先行自治体では、「何年間で（何年までに）公共施設の総延べ床面積を %以上削減する。」と規定している例が多い。個別の施設ごとの計画を速やかに策定してその通りに実行していくことは必ずしも容易ではない。数値目標は、個別計画を詳細に詰める前の段階でも全体をガバナンスできるツールとして非常に有効である。

個別計画も全体としての数値目標もない総合管理計画は、実現のための仕組みを持たない脆弱な計画である。

7 手段の総合性

第4は手段の総合性である。

第一 二 (4) 適正管理に関する考え方

今後、統廃合や長寿命化、安全性の確保など、どのように所有する公共施設等を管理していくかについて、基本的な考え方(現状(財政収支や人口の見込み等)を踏まえた適正管理に関する基本方針を記載。

その際、以下の事項にも触れる。

①点検・診断等の実施方針、②維持管理・補修・大規模改修・更新等の方針、⑤統廃合等の推進方針

第二 五 PPP/PFI の活用 六 市区町村域を超えた広域的な検討

「第一 二 (4) 適正管理に関する考え方」において、「適正管理に関する基本方針を記載」することとされ、その中で、「①点検・診断等の実施方針、②維持管理・補修・大規模改修・更新等の方針、⑤統廃合等の推進方針」に触れることとされている。また、「第二 五 PPP/PFI の活用 六 市区町村域を超えた広域的な検討」との記述もある。

これらは、列挙された選択肢自体に意味があるのではなく、すべての方法を検討すべきという趣旨と解すべきである。例えば、「統廃合は行わない」というように何かの手段を禁止する方針を作ってしまうと、他の手段だけでは解決がつかなくなり結局計画全体が成り立たなくなるためである。

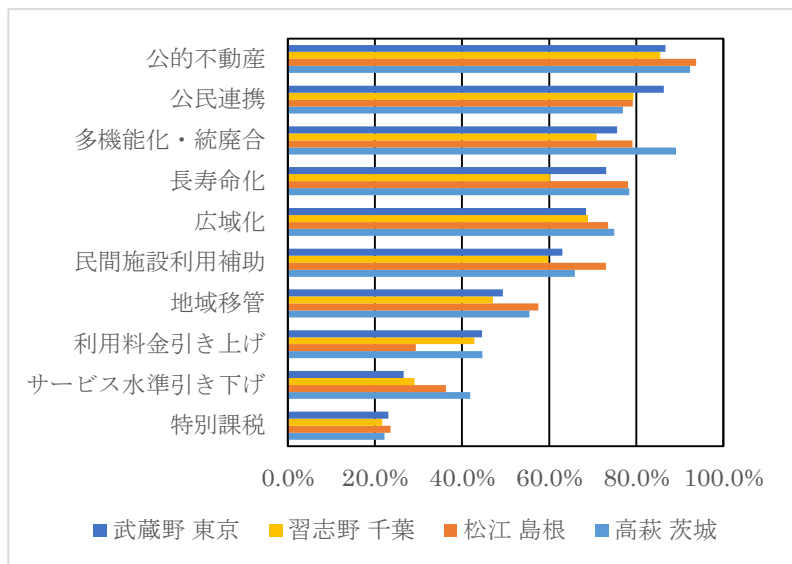
「市区町村域を超えた広域的な検討」は、近隣の市区町村のイメージであるが、都道府県や国の施設との連携も十分にありうる。県庁所在市など比較的大きな規模の市の場合、都道府県と市の施設の重複は避けるべきである。

具体的な選択肢の提示は市民の反対を誘発するという懸念を持たれがちであるが、選択肢として提示する限りは早めに提示する方が市民に対して誠実である。東洋大学は、反対するのは利用者であり一般市民は合理的な考え方をするのではないかという仮説に基づいて、統一様式に基づく市民アンケートを実施している。

アンケート対象は一般市民から無作為抽出して実施する。アンケートの付属資料として、財政や老朽化の事情を説明し思い切った対策が必要である

旨を明確に解説したうえで、統廃合・多機能化、公民連携、長寿命化、広域化、ソフト化（民間施設利用補助）、地域移管、利用料引上げ、サービス水準の引き下げ、特別増税、土地活用などの選択肢に関して、「積極的賛成」、「消極的賛成」、「消極的反対」、

図表 4 市民アンケート結果
(左から武蔵野市、習志野市、松江市、高萩市)



(出所：筆者作成)

「積極的反対」の4通りの回答から一つを選択してもらおう。

図表の棒グラフが、それぞれの選択肢に対する賛成（積極的賛成と消極的賛成の和）の全体に占める比率を表している。いずれの市をとっても、公的不動産（土地活用）、公民連携、統廃合、長寿命化、広域化、ソフト化は賛成率が6割を上回っている。直感的に反対が多いと推測してしまう「統廃合」すら7、8割の賛成が得られている。総じていえば、料金引き上げ、特別課税など負担を増やすよりは、統廃合や広域化など量が削減される方を選択する傾向は明らかである。

8 背景の明確性

第5が背景の明確性である。

第一 一 以下の項目などについて、公共施設等及び当該団体を取り巻く現状や課題を客観的に把握・分析。

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 財政収支の見込み（中長期的な維持管理・更新等の費用の見込みを含む）

第二 四 当該公共施設等において現在提供しているサービスそのものの必要性の検討

公共施設等において提供しているサービスの必要性について再検討することは勿論、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要。

地域の公共施設整備の歴史、人口や経済の推移や展望などを分析し評価することが求められる。インフラ老朽化問題がなぜ発生し、なぜ解決が困難であることを示さない限り、計画の必要性は示せない。

この中でもっとも難しいのが、過去の公共投資の歴史の自己評価である。既存の公共施設マネジメント白書の記述などをみると、その時々ニーズに対応して建設したと記述されることが多い。当事者として否定的な評価ができない事情は分かるが、過去に問題があればそれは率直に自己評価して表記しておかないと問題の本質を見誤る。問題の深刻な地域の共通点としては、①バブル崩壊後の景気対策時に国の補助金を受けて整備した、②市町村合併前後に旧自治体単位でワンセット施設を整備した、③震災復興や電源立地など特別な補助金・交付金の裏付けで整備したなどの事情が広くみ

られる。当時はそれが是であったとしても、結果的に、予算不足の状態を招いたとすればその点は厳しく自己評価して記載しておくべきだと考える。

言い換えると、当時の事情はさておき、現時点におけるインフラの目的を再確認する必要がある。「存在していること」は「今後も存続させる」理由にはならない。何のために必要なかを再検討して明確に位置付けられないインフラは優先順位が下げるようにしなければならない。

9 その他の論点

以下にその他の論点について述べる。

第1は指針案では明示されていない総合管理計画の策定期限である。特に、今まで着手してない小規模自治体などでは、人材も不足しており、まず体制整備から始めることが必要で相当の時間がかかるのはやむを得ないかもしれない。しかし、インフラ老朽化問題は、放置すれば崩壊し市民の生命を危機にさらす切迫した問題である。人材不足を国が支援するなどの方法で是非速やかに進めてもらいたい。すでに着手済みの自治体、規模の大きな自治体は、何年もかけずに速やかに総合管理計画を策定することを期待したい。

第2は公会計改革との関係である。周知のとおり、現在すべての自治体は公会計を導入し、これに基づいて財政の健全性が評価されている。一方、総合管理計画ではインフラの全データの把握が求められる。これと公会計を別々に製作しようとするとは二度手間になるとともに統計の不一致で判断を誤る可能性も生じる。問題を解決するには、両者のデータを一致させ一元的に作成、管理する必要がある。固定資産台帳が整備されていれば、そのデータを両方で共用することで事実上一元化される。原始固定資産台帳の制作には手間がかかるが、一回制作してしまえばあとは変更部分だけで済む。公会計との連動が進めば、老朽化やインフラの適正量とのかい離を財務指標によって統一的に表現することができるようになる。

会計により、各部署のパフォーマンスを評価する管理会計的な使い方も可能になる。

第3は今国会に提案されている都市再生特別

図表 5 総合管理計画と立地適正化計画の対比

項目	公共施設等総合管理計画	立地適正化計画
根拠	インフラ長寿命化基本計画	都市再生特別措置法改正(案)
対象	公共施設、土木インフラ	公共施設、土木インフラ、民間施設(誘導)、交通
主眼	老朽化による安全の確保、財政との両立	人口減少を背景として持続可能な地域のためにコンパクト化する
方法	統廃合、PPP/PFI、広域連携、長寿命化、など	公的不動産活用、統廃合、PPP/PFI、広域連携など

(出所：筆者作成)

措置法改正案における立地適正化計画との関係である。同改正は多極ネットワーク型コンパクトシティ化の実現を目指して、公共施設の再配置、民間施設の誘導規制を行おうとしている。具体的には、「市町村は、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、立地適正化計画を作成することができる。」、「立地適正化計画には、その区域を記載するほか、『都市機能誘導区域（都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域）及び誘導すべき施設並びに当該施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策』を記載する」とされている。

誘導区域の設定など、インフラ老朽化問題をまちづくりの観点から捉えようとするものであり、広い意味ではインフラ長寿命化基本計画と同じ流れにあると言ってよいだろう。法案では、本改正法に基づいて、立地適正化計画を策定することが求められている。内容の多くは総合管理計画と同様であり、自治体としては、総合管理計画であると同時に立地適正化計画にもなるという工夫をすること、具体的には、総合管理計画の検討内容に立地適正化計画が求める施設の配置状況や民間施設の配置も加えることが賢明であろう。

10 おわりに

以上の通り、総合管理計画は、従来個別のインフラごとに進められてきた計画を総合的、網羅的に包含する計画であり、地方行財政に対して大きな意味を持つ。自治体においては、国からの要請として他律的に受け止めるのではなく、自治体経営を健全化するための良い機会としてとらえて自律的に推進することを強く望むものである。

(参考) 総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(案)の概要」

(参考) 総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(案)の概要」

(平成26年1月24日)

地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっていることから、公共施設等総合管理計画の策定に取り組まれない。

なお、計画の策定にあたっては、指針を参考にされるほか、「インフラ長寿命化基本計画」も参考にされたい。

第一 公共施設等総合管理計画に記載すべき事項

一 所有施設等の現状

全ての公共施設等を対象に、以下の項目などについて、公共施設等及び当該団体を取り巻く現状や課題を客観的に把握・分析。

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 財政収支の見込み(中長期的な維持管理・更新等の費用の見込みを含む)

二 施設全体の管理に関する基本的な方針

(1) 計画期間

計画期間について記載。長期(10年以上)のものとするのが望ましい。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報共有方策

全庁的な取組体制について記載。全公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましい。

(3) 現状や課題に関する基本認識

現状や課題に対する認識を記載。

(例)・今後の財政収支の見通しを踏まえ、施設等の新設・更新や維持管理等が可能な状況にあるか

・人口の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、施設数等が適正規模にあるのか など

(4) 適正管理に関する考え方

今後、統廃合や長寿命化、安全性の確保など、どのように所有する公共施設等を管理していくかについて、基本的な考え方(現状(財政収支や人口の見込み等)を踏まえた適正管理に関する基本方針)を記載。

(例)・計画期間における公共施設数や延べ床面積等に関しての目標

・施設等の統廃合、新設・更新等についての考え方 など

その際、以下の事項にも触れる。

①点検・診断等の実施方針

今後の全施設等の点検・診断方針について記載。点検・診断等の実施結果を計画の見直しに反映させること。

②維持管理・補修・大規模改修・更新等の方針

日常の維持管理・補修にあたっての考え方などを記載。

(例)・予防的補修の考え方を取り入れる

・ライフサイクルコストの軽減・平準化を目指す など

また、更新の実施にあたり、他施設との統廃合の検討や、民間施設との合築をはじめ、PPP/PFI(注1)の活用などの考え方についても記載。あわせて、施設の供用を廃止する場合の考え方についても記載することが望ましい。

③危険除去の推進方針

耐震化の推進方針や、点検・診断等により危険箇所が発見された場合への対処、すでに供用廃止された施設であって今後利用見込みのない施設についての安全確保面での取組方針等について記載。

④長寿命化の推進方針

大規模改修による長寿命化や維持管理段階からの必要な予防的補修等による公共施設等の長寿命化の方針について記載。

⑤統廃合等の推進方針

施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、更新が不要と判断される場合等における他施設との統廃合の推進方針について記載。他目的の施設や民間施設との合築についても検討することが望ましい。

⑥適正管理を実現するための人員体制の構築方針

研修のほか、適正管理に必要な体制について記載。

(5) フォローアップの方針

計画の進捗状況等についての評価の実施について記載。評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい。

三 施設類型ごとの基本方針

上記(2)～(5)の各項目のうち必要な事項について、施設類型の特性を踏まえて定める。

第二 計画策定にあたっての留意事項

計画の策定にあたっては、以下の事項について検討を行うことが適当。

一 公共施設等の実態把握及び計画の策定・見直し

計画の策定は、公共施設等について、必ずしも一斉点検することを前提としたものではなく、まずは現段階において把握可能な施設等の状態(建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等)や現状における取組状況(点検・診断、維持管理・大規模改修・更新等の状況等)を整理し計画を策定し、その上で、点検・診断等の実施を通じて順次計画を充実させていくことも可能。

二 議会や住民との情報共有等

公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、まちづくりの在り方に関わるものであることから、議会や住民への十分な情報提供を行っていくことが適当。

三 数値目標の設定

計画の策定にあたっては、財政負担の軽減・平準化に向けてできる限り数値目標を設定するなどに努める。

四 当該公共施設等において現在提供しているサービスそのものの必要性の検討

公共施設等において提供しているサービスの必要性について再検討することは勿論、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか(民間代替可能性)など、施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要。

五 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術やノウハウ、資金等を活用することが有効であることから、計画の検討にあたっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたい。また、所有する公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、保有情報については、積極的な公開に努めることが必要。

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、定住自立圏形成協定をはじめ隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましい。また、都道府県にあっては、圏域の市区町村の所有公共施設等も念頭に広域的視野をもって計画を検討していくことが望ましい。

七 合併団体等の取組について

合併団体や過疎地域等においては、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に計画を検討していくことが望ましい。

第三 その他

一 「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）との関係

平成 25 年 11 月 29 日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）においては、地方団体においてインフラ長寿命化計画（行動計画）が策定されることが期待されている。計画策定にあたり、「インフラ長寿命化基本計画」を参考にしつつ、整合性を図りながら策定することにより、一つの計画を策定することで足りるものであること。

二 公営企業分野に係る施設について

公営企業に係る施設も、計画の対象となること。なお、総務省では、社会資本の老朽化が進む中で施設・財務等の経営基盤の強化を図るため、「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」を設置し、検討を行っており、公営企業分野の計画策定にあたっては、同研究会における報告にも留意すること。

三 更新費用試算ソフトの活用について

総務省ホームページにおいて、簡易に更新費用の推計を行うことのできる更新費用試算ソフトを公開している。地方公共団体が計画を策定するにあたっての検討に寄与するものであり、必要に応じ活用されたい。